

栗原市立小・中学校の適正規模，適正配置に
関する基本的な考え方及び適正化に向けた
具体的方策について

栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模，
適正配置について

《 最 終 報 告 》



平成 1 9 年 9 月

栗原市学校教育環境検討委員会

目 次

はじめに	1
I 検討にあたっての基本的な視点	2
II 小・中学校について	3
1 現状からみた適正規模確保の必要性	3
(1) 児童生徒数, 学級数の現状	3
ア 児童生徒数	
イ 学級数	
(2) 小規模校の課題	3
ア 人間関係	
イ 教育活動	
ウ 教員配置	
(3) 教育効果からみた必要性	4
2 適正規模の基準と考え方	5
(1) 適正規模の基準	5
ア 学級数	
イ 学級編制の標準	
ウ 適正配置	
エ 緊急対策の必要性	
(2) 適正規模確保のための方法	7
ア 統合, 学区再編	
イ 特認校制度の活用	
3 適正規模確保に向けた具体的方策について	8
(1) 将来を見通した統合・学区再編	8
(2) 特色ある学校づくり	9
(3) 緊急に取り組むべき統合・学区再編	10
4 適正規模確保を進めるにあたって	12
(1) 統合・学区再編を実施する上での課題への対応	12
ア 通学路の安全確保	
イ 通学上の負担軽減	
ウ 地域の理解と協力	
(2) 統合・学区再編を実施するにあたっての意見・要望等	12
ア 実施にあたって留意すべき事項	
イ 統合・学区再編後の学校づくり	
(3) 今後新たに適正規模未滿となる学校の取り扱い	14
(4) 関係機関との連携・協力	14
III 幼稚園について	15
1 保育年数	15
2 適正規模の基準	15
(1) 学級規模	15
(2) 幼稚園規模	15
3 適正配置	16
おわりに	18
※ 参考資料	(別頁) 1～6

はじめに

栗原市学校教育環境検討委員会は、平成18年3月14日、栗原市教育委員会から次の2点について諮問を受けた。

- 1 栗原市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方及び適正化に向けた具体的方策について
- 2 幼稚園の保育年数及び適正規模及び適正配置について

本検討委員会は、現在の小中学校及び幼稚園の歴史的背景や児童生徒数等の将来予測を分析し、さらに現状の「学習面」「特別活動」などについて関係者からのヒアリングなどを行うとともに、学校の適正規模、適正配置等についての検討を行い、平成19年4月、諮問事項の前半部分である基本的な考え方についての中間報告を行った。

その後、中間報告で示した基本的な考え方にに基づき、諮問の後半部分である適正化に向けた具体的方策について、各学校の現況や今後の見通し、地域の状況等を考慮しながら、具体的な適正規模、適正配置等の方策について検討してきた。

このたび、これまでの18回にわたる審議により、検討委員会としての考え方をまとめるに至ったので、答申をするものである。

I 検討にあたっての基本的な視点

本検討委員会は、次の点を基本に据えて教育委員会からの諮問について検討してきた。

「教育の質を維持し向上するためにどうしたらよいか」と「子ども達の成長にとって何が大切か」であり「安心して生み育てることのできる教育（保育）環境は何か」である。

さらに、これらを実現するための「条件整備」や「特色ある学校づくり」も加味し検討してきた。また、新市として誕生間もない市全体の視野に立ち、教育環境をどのように充実させるかという観点からも併せて検討してきた。

なお、現段階で市内に居住する乳幼児数を前提にすると、将来の児童生徒数を推測して具体的に検討できるのは、小学校で平成25年度、中学校で平成31年度までとなる。このことから、本答申が示す教育環境の実現は、平成31年度までを目標年度とした。

Ⅱ 小・中学校について

1 現状からみた適正規模確保の必要性

(1) 児童生徒数、学級数の現状

ア 児童生徒数

栗原市の児童生徒数の推移を昭和53年から見た場合、小学校児童数は昭和60年の8,195人をピークに、中学校生徒数は昭和53年の4,299人をピークに減少傾向が続いている。平成19年5月1日現在、小学校児童数は3,843人、中学校の生徒数は2,016人となっており、児童数生徒数ともにそれぞれピーク時に比べて約46.9%まで減少している。

大規模な住宅団地造成や雇用拡大などの社会環境の大きな変化がない限り、今後も減少していくものと考えられる。

※「中間報告」2～3ページ参照

イ 学級数

市内小中学校の学級数（学校規模把握のため特別支援学級を除く）が、平成元年度は、小学校1校あたり平均10学級、中学校1校あたり平均12学級であった。その後減少し、平成19年度は小学校で平均7.4学級、中学校で平均7.7学級となっている。

また、小学校で1学年2学級（計12学級）以上の学校数が平成元年度には8校であったのに対し、平成19年度は3校に減少した。中学校でも1学年3学級（計9学級）以上の学校数が平成元年度には6校であったのに対し、平成19年度は3校に減少している。

さらに、複式学級が編制されている小学校は、平成19年度で7校となっている。今後、平成25年度までを見通すと法令上複式学級の基準に該当する学校は16校になることが想定される。これは、現在の市立小学校の半数以上となる。

(2) 小規模校の課題

ア 人間関係

学校には、教科の学習だけではなく、集団活動により児童生徒の社会性を涵養するという役割がある。児童生徒は、学校生活において他の児童生徒や教職員等との多様なかかわりを通じ、相手の考え方や立場を理解しながら自分の考えを深めたり、切磋琢磨したりすることにより、社会性を身につけていく。

しかし、学校規模や集団が小さくなると多様な人間関係がづくりにくくなり、こうした教育効果を得ることが難しくなる。

また、学校規模があまりにも小さいと、場合によっては小中学校の9年間を限られた人間関係の中で過ごすことになる。これは、1学年1学級の場合クラス替えができないため、子ども同士の間関係が限定されるとともに、こじれたときにその修復に向けた対応が難しくなる等のデメリットがある。

イ 教育活動

学校においては、グループ学習や集団学習、運動会や部活動など一定の集団を前提とした教育活動を行っている。こうした教育活動は学力向上を図るとともに、豊かな人間関係の

構築や社会性の習得などをもねらいとしている。

しかし、学校の小規模化が進行すると、こうした集団による学習効果を得ることが難しくなると考えられる。

ウ 教員配置

公立の小中学校における教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の第6条以下において、1学級あたりの児童生徒数40人を標準とする学級の編制と、学級数に応じた教職員定数が定められている。さらに特定目的のため、国庫負担による加配や宮城県独自の加配が行われている。

小学校は学級担任制で、1学級に1教諭が配置される。しかし、全体の学級数が5学級以下になると学級担任が教務主任を兼ねなければならなくなる。また、児童数が一定数を下回ると二つの学年で1学級となる複式学級が編制される。

教科担任制となる中学校では、教科ごとの専門性が求められる。しかし、学級数が少ないと、それに依りて教職員の配置が少なくなり、一定の学級数を下回ると、教科ごとに複数の教員が配置されなくなってしまう。結果として担当教員が1人となる教科では、教員間での情報交換や共同研究を行うことが難しくなる。さらに学級数が少なくなると教科ごとの教員が配置されなくなり、免許教科以外の教員がその教科を担うことになる。

したがって、学力向上につながる教科研究や教科指導の充実という面で課題が生じてくる。

※「中間報告」8～10ページ参照

(3) 教育効果からみた必要性

小規模校では、前述のような課題が考えられるが、その一方で、例えば児童生徒一人ひとりに目が行き届ききめ細やかな指導ができるといった小規模校なりの良さがある。現状でも小規模校においては、こうした良さを活かしながら、できるだけ小規模校のマイナス面を補うような教育が行われている。

しかし、学校規模そのものに起因する課題があるため、個々の小規模校における取組だけでは克服することが難しい。

これらの課題を解消し教育効果を高めていくには、次に挙げる学校規模を確保していくことが必要である。

- ・児童生徒間、児童生徒と教師間において多様な人間関係をはぐくみ、互いに理解を深め、切磋琢磨し合いながら社会性を養っていく学校規模。
- ・グループ学習や部活動、学校行事など一定の規模の集団による教育活動が成立する学校規模。
- ・校内で、教職員の教科研究や指導の充実が日常的に可能となる適正な数の教師集団で構成される学校規模。

栗原市の場合、合併前の旧町村教育委員会が所管する小中学校をそのまま継承している。新市となった現在、改めて市全体を見渡してみると学校規模の違いが大きい。公教育として学校施設・設備、教職員の配置などの教育の諸条件について、教育の機会均等の観点から、その公平性を確保するよう努力していかなければならない。

今後も少子化が進行し学校の小規模化が続く場合には、教育効果を高めるための適正規模に関する基準を設定し、これに基づく見直しを推進する必要がある。 ※「中間報告」10ページ参照

2 適正規模の基準と考え方

学校規模が小さくなった場合の課題を解消し、教育効果を高めるために必要な適正規模の基準やそれを実現するための方策について、中間報告にまとめた趣旨を踏まえて検討を続けてきた。その結果、栗原市における小中学校の適正規模の基準とその考え方を以下のようにまとめた。

(1) 適正規模の基準

ア 学級数

【小学校】	12学級以上必要	ただし、18学級以内を目安とする
【中学校】	9学級以上必要	ただし、15学級以内を目安とする

これまで述べたように、学校での多様な人とのふれあいを通して、互いに理解を深め相手を認め合うことが、教育活動上極めて重要である。

これを基調に子どもの成長を考えると、小学校、中学校ともに少なくとも各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう各学年2学級以上あることが望ましい。

さらに中学校においては、教科研究や教科指導の充実を図るために、少なくとも授業時数の多い5教科(国語・社会・数学・理科・英語)には教科ごとの情報交換や共同研究ができるよう同一教科に複数の教員が配置されること、また授業時数の少ない実技系教科(音楽・美術・保健体育・技術・家庭)にも教科ごとに専門の教員が配置されることが望ましい。そのため、学級数と教員配置の関係から各学年3学級以上となる9学級以上の確保が望ましい。

また、適正規模の検討において、大規模校では種々の課題が生じた経緯もあり、学校規模の上限設定の必要性を検討した。その結果、栗原市の地域性などを考慮し、単学年の学級数を小学校3学級(学校規模18学級)以内、中学校5学級(学校規模15学級)以内を目安とする上限を併せて設定した。

イ 学級編制の標準

- | |
|---|
| <p>●学級編制の標準を35人とする
※ これによって1学級の人数は、最大で35人の学級編制とする</p> |
|---|

中間報告の段階では、小中学校の1学級あたりの人数を最大で40人とする国や県の学級編制の基準を前提に検討を進めてきた。しかし、市民説明会における市民の要望等を踏まえ、その後の検討委員会において、栗原市立小中学校の1学級あたりの児童生徒数は35人を上限とする学級編制が望ましいという結論を得た。

その背景には、宮城県独自の小学校1・2年生の35人学級編制弾力化が平成16年度から実施、平成19年度からは中学校1年生35人学級編制弾力化が実施されたことなどがある。

学級編制の標準を40人から35人に改善することは、国や県の基準が変わらない限り、現時点では栗原市の財政に少なからぬ負担が予想される。しかし、検討委員会としては、「学府くりはら」を目指す栗原市にこのような教育環境の改善について可能な限り努力することを期待する。35人学級標準への制度改正がない場合においても、市採用又は市費負担

による「講師や補助教員（臨時的任用職員）」の配置により実現していくことは可能と考える。

近年、学級編制の標準を見直す動きもあり、検討委員会は、制度改革を先取りして35人を標準とする学級編制を提言するものである。

※「中間報告」27ページ参照

ウ 適正配置

- 適正規模の確保を前提とする
- 統合、学区再編を行う際の通学距離は、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内を基本とする
- 通学距離が想定外の遠距離となる場合は、スクールバスを運行するなど通学条件の整備に努めることが必要となる

学校の統合によって適正な規模にする場合の通学距離の条件として、法令では小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内と規定（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項第4号、同法施行令第4条第1項第2号）されている。

通学距離の基準は、当面この法令に準ずることが適切であると考えます。ただし、栗原市の教育で大切なのは、諮問で提起された児童生徒が減少してきたことによる課題への対応である。このことから、まずは適正規模の確保を前提として適正配置を行うものとする。そして、統合や学区再編により通学区域がさらに広がり通学距離が遠距離となる場合は、確実な通学の支援を行うものとする。

エ 緊急対策の必要性

- 小学校において、複式学級の編制が想定される場合 また、6学級編制が確保されていても、各学年が20人未満の学級となっている場合
- 中学校において、単学年で複数学級が編制できない場合

基本的には、前述の「ア 学級数」「イ 学級編制の標準」「ウ 適正配置」で示した基準に即して適正規模の確保が実施されるべきである。

しかし、その実現までには、保護者や地域住民の意見を十分考慮して合意形成することや学校施設の新築・増築など施設整備に相当の期間が必要となる。一方で、市内の小中学校に目を向けると深刻な小規模化が進行しており、教育環境の改善が急がれる事態になっている。検討委員会は、適正規模の基準に基づく規模の確保を目指しつつ、平成25年度までに進める緊急対策が必要だと考えた。

小学校で、平成25年度までに複式学級の編制が想定される学校を対象とする。これは、小学校で学級数が5学級以下になると、専任の教務主任が配置できなくなることから、当面6学級以上を確保し教育指導の充実を図るとともに複式学級を解消するためである。

また、6学級以上確保されていても、各学年において20人未満の学級編制となる場合も一定の集団を前提とする学習活動が困難であり、さらに学級内での学び合いが高まりにくい状況に陥りやすいため、「緊急対策」での見直しの対象とする。

中学校で、現在推計できる平成31年度までの学級編制において、過半数の学年が単級編制となる場合は、適正規模の検討で「児童生徒の豊かな人間関係の構築という観点から小中学校ともにクラス替えが可能になるよう各学年で複数学級が必要である」としてきた。このことから、中学校の全学年で2学級編制が可能になる学年規模を確保する。

(2) 適正規模確保のための方法

ア 統合、学区再編

●統合

市全体の地域（生活文化圏）形成状況、交通網や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統合後に一定期間適正規模を維持できることを前提とする

a 適正規模の基準に満たない学校が複数隣接する場合

b 適正規模の基準に満たない学校を隣接する適正規模の学校と統合しても問題が少ない場合

●学区再編

a 適正規模の基準に満たない学校と隣接する学校の学区の組み入れによって適正規模を確保できる場合

b 旧町村の境界を越えて通学の利便が確保できる場合

※ 学区再編を行う場合は、行政区単位を原則とする

適正規模を確保するためには、統合か学区再編を行うことが基本となるが、本検討委員会においては、旧町村の区域を重視しつつも、市内全体を見渡し全ての小中学校を対象として検討してきた。

答申後の行政による適正規模確保の実施計画策定の際は、地域住民や保護者の意見を十分に考慮し、通学状況のみならず当該地域における学校の位置づけや地域の伝統文化、歴史等にも配慮しながら対応していくことが大切である。

※「中間報告」15ページ参照

イ 特認校制度の活用

適正規模確保のための方策として統合や学区再編を行うことの他に通学区域以外からも児童生徒を一定数受け入れる特認校制度の活用が考えられる。

○特認校制度

特認校制度は、小規模校のまま存続せざるを得ない小学校の場合に、特色ある教育活動を行い学校の魅力を高め、希望または公募により通学区域以外からも児童を受け入れることを可能にする制度である。

小規模小学校で児童を一定数確保することに有効であると考えられる。

ただし、通学区域以外から入校する児童の場合、自助努力により通学することになる。

3 適正規模確保に向けた具体的方策について

(1) 将来を見通した統合・学区再編

適正規模の基準とした小学校12学級以上，中学校9学級以上を満たしていない学校は，平成19年5月1日現在で，下表のとおり小学校は30校中（耕英分校を含み，栗原中央病院分校を除く）27校，中学校は10校中（栗原中央病院分校を除く）7校である。これらの学校については，速やかに適正規模が確保されることが望ましい。

適正規模の確保を求められる学校

(H19.5.1現在)

学校名	児童生徒数	学級数		学区内最遠通学距離 (km, 地名)	最短隣接校との学校間距離 (km, 学校名)		備考	
		単式	複式					
小 学 校	玉沢	92	6	4.6	照越盲壇	3.1	築館	
	宮野	117	6	3.3	上宮野秋山	3.2	築館	
	富野	41	2	2	2.9	富大沢	3.8	沢辺, 志波姫
	高清水	220	6	4.5	要の森	4.7	瀬峰	
	瀬峰	277	11	5.1	刈安沢	4.7	高清水	
	大目	30	2	2	2.1	東谷地	3.3	若柳
	有賀	83	6	3.8	磯田沢	3.9	大岡	
	大岡	51	6	2.5	四ッ谷	3.9	若柳, 有賀	
	畑岡	105	6	3.8	上畑岡横峯	5.1	大目	
	沢辺	150	6	3.4	姉齒道才沢	2.8	津久毛	
	金成	81	6	5.6	爪木沢	3.4	沢辺	
	萩野	64	6	6.8	片馬合石法花	4.0	萩野第二	
	萩野第二	34	2	2	8.9	普賢堂長谷地	4.0	萩野
	津久毛	47	4	1	3.0	平形烏子沢	2.8	沢辺
	岩ヶ崎	227	9	4.8	中野廻立	1.4	鳥矢崎	
	尾松	162	6	5.8	栗原八千刈	3.0	岩ヶ崎	
	栗駒	65	6	6.7	沼倉大峰	5.6	岩ヶ崎	
	耕英分校	3	1	2.7	沼倉耕英東	18.2	栗駒	
	文字	55	6	6.6	文字荒砥沢	6.6	鶯沢	
	鳥矢崎	71	6	5.4	鳥沢山子下	1.4	岩ヶ崎	
	宝来	43	4	1	4.4	渡丸堀ノ内	3.7	尾松
	鶯沢	175	6	7.8	南郷四ッ岩	4.0	尾松	
	一迫	224	7	8.1	柳目馬伏沢	3.2	姫松	
	長崎	47	4	1	6.3	上大土	3.0	金田
	金田	80	6	5.4	嶋鉢堰場	3.0	長崎	
	姫松	52	4	1	5.9	片子沢岩下	3.2	一迫
	花山	60	6	7.3	本沢浅布	5.8	金田	
中 学 校	志波姫	198	6	6.0	伊豆野沼の上	5.5	築館	
	高清水	116	4	5.3	要の森	4.9	瀬峰	
	瀬峰	113	4	5.2	刈安沢	4.9	高清水	
	金成	212	7	12.0	普賢堂長谷地	8.0	若柳	
	鶯沢	77	3	7.7	南郷四ッ岩	4.4	栗駒	
	一迫	203	6	9.1	柳目馬伏沢	9.0	築館	
	花山	25	3	6.7	本沢浅布	11.6	一迫, 鶯沢	

※学級数は，学校規模を把握する関係で，特別支援学級を除いている。 ※最短隣接校の斜体字は地区外の学校を示している。

さらに，「2-(1)-イ 学級編制の標準（5ページ）」で提言した市独自の35人を標準とする学級編制により推計した目標年度までの学校規模の推移をみると，築館小・若柳小を除いた28小学校（分校を含む），築館中・若柳中を除いた8中学校が，適正規模の基準を満たさない学校となり，統合・学区再編の対象となる。

小規模校の課題を解消し，教育効果を高めることを目指し，適正規模の基準に基づき，学級編制の標準を35人とする学年別児童生徒数及び学級数の推移を検証した結果，次のような学

校配置が考えられる。

小学校は、市内全体で10校程度の配置となる。

なお、適正規模の基準には満たないが、通学距離などにより統合や学区再編が困難であることから、高清水小学校及び鶯沢小学校、花山小学校は存続が考えられる。

さらに、栗原市総合計画との整合性を考慮すると旧町村地区ごとに配置し10小学校となる。

中学校は、市内全体で3～4校程度の配置となる。

そのうち市西部(一迫・花山)地区では適正化後においても目標年度の後半に、適正規模の基準に満たない学年(2学級)が連続するが、地理的位置や通学距離の関係で更なる統合や学区再編が困難であり、そのまま存続させることが考えられる。

将来を見通した統合・学区再編を行うと、1校あたりの学級数が多くなる。また、小中学校で校舎等施設の増築などが想定され、施設整備に相当の期間を要する。これらの学級数や施設整備は学校教育環境と密接に関係することから、早い時期に一齐に実現することが困難となる。

しかし、中間報告での基本的な考え方について、市民からはおおむね理解をいただいているものと受け止め、将来を見通した統合・学区再編は、目標年度である平成31年度までに実現を目指すものとする。

(2) 特色ある学校づくり

今回の適正規模の確保を契機に市内に特色ある学校を設置することを併せて提言する。

具体的には、「教育の質を維持し向上させるため」の活力を生むなどの効果が期待できる小中一貫校・中高一貫校の創設が考えられる。

※「中間報告」28～29ページ参照

○小中一貫校

小中一貫校は、学力向上などを目指した「4・3・2」制の導入によって、「中1ギャップ」が解消される。また、国語・算数(数学)・理科・社会の授業時数増や小学校英語の導入、小学校段階での教科担任制などによって学力向上が期待できる。さらに、教員に時間的な余裕ができ指導研究などに活用できることが、先進事例で報告されている。

小中一貫校の創設は、次の条件を考慮して行う。

- ・統合や学区再編を行っても通学区域が広大になり、かつ地勢的にみても不自然な場合
- ・小中学校の各学年において2学級程度が一定期間維持できる場合

栗原市として、速やかに1校程度の設置を望む。

○中高一貫校

宮城県教育委員会は平成16年3月「県立高校の後期の再編について」を公表し、「平成17年度以降において、2年連続して、全学年の在籍生徒数が、収容定員の3分の2未満であり、かつ160人に満たない場合に、該当することとなる年度の翌年度から新たな生徒の募集を停止する」という再編基準を明らかにした。

市内に設置されている県立高校は、5校で総定員760人である。一方、市立中学校卒業

生が市内県立高校へ進学した人数は、平成18年度523人(68.4%)、平成19年度571人(73.5%)であった。現在700人台半ばの中学生が、少子化により減少していくことから、将来は中学校卒業生全員が市内の高校に進学しても定員になお余裕があり、前記再編基準による市内の県立高校再編は避けられず、場合によっては市内の県立高校2校論も浮上してくる可能性が高い。

高校再編が進んでいった場合、次のような課題が想定される。

広大な市域の栗原市では、山間部が多い市北西部生徒の高校への通学距離が長くなることである。また、現在でも70%前後で推移している市内県立高校への進学率が、高校の多様な学科・コースの選択幅の減少や大学進学率の低迷等により一層低下するおそれがある。

これらのことを勘案し、市北西部地域に中高一貫校を創設することは市立中学校の学力向上のけん引役として、かつ長くなる通学距離緩和策を含め有効である。

特に、市北西部地域の中学校は、統合・学区再編を想定しても引き続き減少傾向を示している。そのため中高一貫校の創設によって学校としての魅力を高めていくことは、適正規模を確保する上でも意義があると考えた。

栗原市教育委員会は、宮城県教育委員会に栗原市の意向を伝え、その実現に向けて協議することを望むものである。

(3) 緊急に取り組むべき統合・学区再編

基本的には、「(1) 将来を見通した統合・学区再編(8~9ページ)」で示した適正規模の確保が望まれる。しかし、「Ⅱ-2-(1)-エ 緊急対策の必要性(6ページ)」で示したとおり、小学校において現状のまま推移すると単学年20人に満たない学級編制となる小学校が19校となり、中学校も、現状のまま推移すると単学年1学級編制となる中学校が5校となる。

子どもの成長は片時の猶予もなく、緊急に教育環境の改善を図るため、将来を見通した統合・学区再編を目指しつつ、緊急対策としての「前段階の統合・学区再編」を行う必要がある。

その対象となる小中学校は次のとおりである。

①小学校

・平成25年度までの学級編制において、複式学級の編制が想定される次の16校が対象となる。これは、当面6学級以上を確保し、複式学級を解消するとともに、専任の教務主任を配置することを可能とし、教育指導の充実を図るためである。

対象校 富野小、大岡小、大目小、金成小、萩野小、萩野二小、津久毛小、栗駒小、鳥矢崎小、宝来小、文字小、長崎小、姫松小、金田小、花山小、耕英分校

・学校規模が6学級確保されていても、各学年において20人未満の学級編制となる次の3校も対象とする。これは、一定の集団を前提とする学習活動を確保し、さらに学級内での学び合いを高めていく上で不可欠との考えに基づくものである。

対象校 畑岡小，玉沢小，有賀小

②中学校

・ 35人標準学級として現在の学校のまま存続しても平成31年度までの学級編制において、過半数の学年で1学級編制となる次の3校を対象とする。これは、生徒の豊かな人間関係の構築と教科指導の充実による学力向上という観点からクラス替えが可能な単学年で複数学級が必要であるとの考えに基づくものである。

対象校 鶯沢中，高清水中，花山中

以上の小学校19校と中学校3校を「Ⅱ-2-(2)-ア 統合，学区再編(7ページ)」で示した基準に従い，対象校同士及び対象校以外との組み合わせによる統合・学区再編で，緊急対策として平成25年度までに前段階の統合・学区再編を実施する。

なお，この再編は対象とした学校の学級数や施設設備を勘案すると，現有の校舎や設備を活用しての統合・学区再編が可能である。子どもは日々成長しており，いたずらに時間をかけることは望ましくなく，平成25年度までの遅くない時期に，緊急に「前段階の統合・学区再編」の実施を望むものである。

4 適正規模確保を進めるにあたって

(1) 統合・学区再編を実施する上での課題への対応

今後、教育委員会において統合・学区再編を実施していく際に留意が必要と考えられる事項は以下のとおりである。

ア 通学路の安全確保

統合・学区再編の実施により、これまでとは違った通学路を利用する児童生徒の安全確保については、改めて十分な検討を行う必要がある。その結果、安全対策が必要であると考えられる箇所については、横断歩道、信号機などの整備や不審者対策などについて、他部局や地域、関係機関との連携を密にして対策を講じていく必要がある。

イ 通学上の負担軽減

統合・学区再編の実施により、通学距離がこれまでより長くなることが考えられる。特に小学校でおおむね4キロメートル、中学校でおおむね6キロメートルを超える場合は、路線バス利用の通学費支援やスクールバス運行などの確実な支援が必要となる。

また、地形の状況から急坂の上り下りが生じるなど、距離以外の要因により児童生徒の通学に大きな負担が生じる場合も想定される。そのため、通学距離の問題だけでなく、地形的な要因による児童生徒の負担についても配慮が必要である。

ウ 地域の理解と協力

地域活動には従来から学区を単位として行われてきたものも多いことから、統合・学区再編の実施にあたっては、それぞれの地域における歴史や諸事情にも十分配慮する必要がある。統合・学区再編後の新しい学区において相互に理解し合い、協力していく関係を構築することが必要である。

地域ごとの課題の内容や程度は様々であるため、合意形成や条件整備にあたっては、教育委員会は関係部局と連携を密にし地域の状況に応じて対応していくことが必要である。

(2) 統合・学区再編を実施するにあたっての意見・要望等

統合・学区再編の実施にあたっては、児童生徒の精神的な負担を最小限に抑え、教育指導面に負の影響が出ないように、十分な準備期間と配慮が必要である。今後、教育委員会が適正規模確保の具体的方策を進めていく際には、以下の項目に配慮しながら、児童生徒、保護者、地域住民の理解と協力のもとに円滑かつ計画的に進められることを希望する。

ア 実施にあたって配慮すべき事項

①児童生徒に対して

一方の学校が、もう一方に吸収されるというような印象を持たないように十分な意識づけを行い、児童生徒がこれから共に新しい学校を創っていくという前向きな気持ちが持てるよう、配慮していくこと。

児童生徒が、新たな人間関係をスムーズに構築できるような取り組みとして、事前の交流授業（学習活動）等の実施やそのための教育課程の調整をすること。

それぞれの学校において現在行っている特別支援教育などの取組については、統合後の学校における継続や対象となる児童生徒への配慮を十分に行うこと。

それぞれの学校において行っている「地域の特色を活かした教育活動」など、現在取り組んでいる内容については十分な成果の検証を行い、統合・学区再編後においても児童生徒の希望などを十分に考慮して取り組むこと。

統合・学区再編前後における環境の変化による児童生徒の心身への影響にも配慮し、教職員の加配等について配慮すること。

②保護者・地域住民に対して

統合・学区再編を進めていくには、保護者・地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため丁寧な説明を行い、趣旨の理解を得るとともに、地域の意見・要望等を真摯に受け止めながら、地域との合意形成に努めること。

学校の統合・学区再編に伴い、対象となるPTA（父母教師会）同士が協力し合い、新たな教育環境の創造のために重要な役割を担っていくと考えられる。そのため、組織の統合についても相応の配慮を行うこと。

統合・学区再編を実施していく際には原理・原則のみで推し進めるのではなく、場合によっては合意形成を図るため、柔軟な対応も必要であること。

学校が地域コミュニティの中で重要な役割を担っていることに配慮し、統合・学区再編は学校が無くなるということではなく、対象となる地域の再生であるという、前向きな意識を地域住民が持てるよう努めること。

統合・学区再編の実施は、教育委員会だけでは対応できない課題も多く包含しているため、他部局、関係機関との連携を十分図ること。

適正規模確保の検討は、「教育の質を維持し向上するためにどうしたらよいか」と「子ども達の成長にとって何が大切か」という視点で行ってきた。そうした点を踏まえながら、これからの学校教育の在り方について地域の大人たちが真剣に考える機会であることを示し、理解を求めること。

③その他（施設面など）

統合・学区再編により、結果として空いた校舎、運動場などの施設については、防災拠点等、地域コミュニティでの役割にも配慮し有効な利活用に努めること。

イ 統合・学区再編後の学校づくり

統合・学区再編対象の双方が新たな学校をつくるというイメージが持てるよう、校名検討などの学校設置の条件についても最大限の配慮をすること。

スクールバスの運行においては、児童会・生徒会活動や部活動などの活動時間が確保できるよう配慮すること。

中学校における部活動が活性化したり、新たな部活動が創設される可能性がある。その場合、希望が持てるよう施設整備の面についても配慮すること。

統合・学区再編の実施後は丁寧に経過の調査等を行い、それらの調査結果を市民に広報すること。

(3) 今後新たに適正規模未満となる学校の取り扱い

今回の統合・学区再編の対象となった小中学校36校は、平成19年5月1日現在の在籍数及び市内に住所を有する乳幼児数を基に35人学級を標準としても適正規模の基準を満たさない学校である。

少子化に伴う児童生徒の減少はこれからも続くものとみられ、今後も適正規模の基準に満たない学校が出てくるものと予想される。

また、宮野小学校区の宮野中央地区や志波姫小学校区の沼崎地区の宅地化が進行しているが、現段階では予測しきれなかった。今後の人口動態を適切に把握した上で、再検討が必要になると考えられる。

検討委員会としては、この最終報告をもって役割を終えるが、教育委員会においては、今後新たに適正規模の基準未満となった学校については、その時点までに行われた統合・学区再編の効果等もみながら、今回の検討を基に、対象校の状況や将来的な見通し等を詳細に調査した上で、適宜・適切に対応されるよう希望するものである。

(4) 関係機関との連携・協力

中学校の統合・学区再編と関連して、県立高校の再編による影響が懸念されることから、市立中学校卒業後の進路についても協議した。生徒の多様な進路選択を保障するために宮城県教育委員会などの関係機関との連携・協力が特に必要であると考えられる事項は次のとおりである。

中学から高校に進む生徒は大学等への進学だけでなく、農業、工業、商業等の多様な分野への進路希望を持っている。高校では生徒の進路希望が達成できるよう農、工、商の学科において就職（就業）に有利な各種資格取得を奨励するなどの指導を積み重ねてきた実績がある。一方、市内の高校は、独立した農業高校であったものが再編統合により、カリキュラムの中で選択（科目）群として存続しているものもある。しかし、現在ある工業、商業の独立校が今後再編の対象とされた場合どのような形で存続するか未定である。ひとつの学科や選択科目群としての存続もあるが、場合によっては消滅する可能性もある。

市立中学校卒業生の多様な進路選択を保障し、市内高校への進学率を高めるとともに高校卒業後の市内産業への就業（定住）を促進するためにも、現在ある高校の多様な学科・コースを「広義の特色ある学校」として再編後も存続できることが望ましいと考える。

栗原市教育委員会が宮城県教育委員会に市内にある高校再編について栗原市の意向を伝え、協議することを望む。

Ⅲ 幼稚園について

1 保育年数

- 現在の保育年数の違いを是正し、保育年数は3年とする
- 「預かり保育」の充実に努める

栗原市立幼稚園は、旧町村の事情をそのまま引き継いだ状態で、保育年数に違いがある。全体としては、3・4歳児の受け入れ体制が未整備であるが、3年保育のニーズは高いものと推測できる。

市民の共通の願いは「幼児教育の質の向上」であり「子どもを安心して生み育てられる」ことである。同じ栗原市民が、住む地域によって幼稚園に通園する園児の受益サービスという点で違いがあることは好ましくなく、速やかに是正する必要がある。

また、預かり保育の希望人数及び保育内容のニーズを把握し、市民サービスの向上に努める必要がある。

※「中間報告」16～20ページ参照

2 適正規模の基準

(1) 学級規模

- 1学級の人数は、3歳児20人程度、4・5歳児30人程度を標準とする

幼稚園が担う幼児教育は、幼児を保育し、年齢に応じた発達を助長することを目的としている。入園は、小中学校とは異なり保護者の希望により認めている。そのため、小中学校のように一律に学級数で適正規模を設定することには無理がある。

現在までの栗原市の取組を検証した結果、「1学級あたりの人数」を栗原市としては「3歳児20人程度、4・5歳児30人程度」を標準とする独自基準を設定し、これをもとに適正規模を確保していくことが必要である。

※「中間報告」21ページ参照

(2) 幼稚園規模

- 年齢児ごとに各1学級、幼稚園全体で3学級80人程度、又はこれを超える規模とする

幼稚園は、様々な人々と出会い、自分とは異なる多様な個性を持った友達と接する集団生活の場である。そこでは、子どもと教師、あるいは子ども同士のかかわり合いによって、周りの人々と親しみ支え合って生活する心を育て、人とかかわる力を養っていく教育の場でもある。そのためには、一定の集団を形成することが望ましい。

幼稚園設置基準第4条で学級編制は「学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。」と規定されている。そこで「(1)学級規模」で示した学級人数を標準とし、幼稚園規模の基礎とする。その上で、現在の小規模学級を解消し、集団として十分な教育活動が可能な幼稚園規模にすることが必要である。

※「中間報告」22ページ参照

3 適正配置

前述の栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模の基準を前提にすると、下表のとおり、築館、若柳、栗駒、一迫、瀬峰、鶯沢、花山地区においては、新築、増築などいずれかの施設整備が確実に必要になる。

栗原市内幼稚園の在籍園児数並びに施設の現状

(平成19年5月1日現在)

幼稚園名	在籍園児数				定 員				適正配置後の利用可能の可否			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計	保育室	預り室	定 員	判 定
築館幼稚園			49	49			70	70	2	1	△	△
聖マリア幼稚園	20	33	42	95	40	60	60	160	6	(3)	◎	◎
玉沢幼稚園			12	12			35	35	1		×	×
宮野幼稚園			20	20			35	35	1		×	×
富野幼稚園			8	8			35	35	1		×	×
若柳幼稚園			78	78			105	105	3	1	○	○
よしの幼稚園	15	35	0	50	20	30	30	80	4	(2)	◎	◎
有賀幼稚園			8	8			35	35	1		×	×
大岡幼稚園			4	4			35	35	1		×	×
畑岡幼稚園			16	16			35	35	1		×	×
岩ヶ崎幼稚園		25	32	60		30	60	90	3		△	△
尾松幼稚園		27	20	47		35	35	70	2	2	×	×
文字幼稚園		4	4	8		10	15	25	2		×	×
栗駒幼稚園		7	8	15		10	20	30	2		×	×
宝来幼稚園		3	7	10		10	10	20	2		×	×
鳥矢崎幼稚園		5	10	15		10	20	30	2		×	×
高清水幼稚園		16	28	44		35	35	70	3		◎	◎
一迫幼稚園		49	54	103		70	70	140	4	2	△	△
金田幼稚園		6	9	15		35	35	70	2		×	×
瀬峰幼稚園		39	48	87		60	60	120	4		×	×
鶯沢幼稚園		21	21	42		35	35	70	2	1	×	×
金成幼稚園	21	34	26	81	20	25	30	75	3		◎	◎
ふたば幼稚園	54	62	62	178	70	105	105	280	8	2	◎	◎
花山幼稚園	2	9	3	14	10	15	15	40	3		△	○
合 計	112	375	569	1,056	150	575	940	1,765				

※年齢毎の定員は、各施設規模を勘案し便宜的に算定したもので、規則上は合計定員の設定のみである。

※判定は◎(問題なし)、○(単学級程度が可能)、△(増築が必要)、×(無理がある)とした。※斜体字は「私立幼稚園」を示した。

このような現状から、市内に10園程度を配置し、私立幼稚園と共存する方策を目指すことが望まれる。

具体的には、築館・若柳地区においては、既存の私立幼稚園のほか、地区内で1～2園配置し、公設民営などの方策を検討する。また、一迫地区においては、保育所が一定程度の機能を担っているため、地区に1園とする。この3地区は、現有学校教育施設の利活用による施設整備が考えられる。

栗駒地区では、既存の2保育所が老朽化している現状から、「岩ヶ崎地区整備計画」により公共用地の利活用と併せて幼稚園・保育所一元化による設置が望まれる。

瀬峰地区においては、旧築館高校瀬峰校の跡地が市有地となっており、この利活用が考えられる。鶯沢地区においては、鶯沢保育所隣接の取得済み用地への増築、花山地区においては、花山幼稚園に保育所機能を付加する増築などの施設整備が考えられる。この3地区においては、地区内に居住する乳幼児数や現在の施設状況などから、幼稚園の増築または保育所の増築で幼保一体型の施設整備を行い、幼児教育・保育を一元型で実施することが妥当であるとする。

高清水地区は、既に幼保一元化に取り組んでおり、幼稚園は4・5歳児の受け入れとなっているが、現在の施設を利用して幼稚園の3歳児の受け入れが可能であると考えられる。

金成地区での幼保一元化及び志波姫地区での取組は、一定の規模を確保し施設的にも問題が少ないため、当面、現状のままで継続することが妥当と考える。

※「中間報告」23ページ参照

おわりに

栗原市学校教育環境検討委員会は、平成18年3月、栗原市教育委員会から2つの諮問を受け、以来18回の検討委員会を開催し慎重に審議検討を進めてきました。

平成19年9月、ここに最終報告という形の「答申」をまとめ、検討委員会としての役割を終えることになりました。正直なところ重い課題を長期にわたって背負い続けてきたことから、肩の荷が軽くなるような思いがあります。

小中学校の教育環境を検討する過程で各委員が常に心がけ繰り返したキーワードは、「教育の質の維持向上をいかに図るか」「子どもの成長にとって何が大切か」ということであり、幼稚園についての検討過程では「安心して生み育てる」が加わりました。

最終報告をまとめるにあたって、これらのキーワードを念頭に、例えば少人数学級の実現について、栗原市単独であっても「35人学級」とすべきことを提言しました。この学級編制を全ての栗原市立小中学校で実現していくとなると市の財政負担増になりますが、今後の「学府くりはら」の実現を目指すにあたって不可欠な教育環境の整備であるという思いを込め、あえて提言することとしました。

また、学校の適正規模について、諮問の主題である「小規模校をどうするか」に多くの時間を割きましたが、大きすぎる学校にも種々の課題があることから、栗原市独自の「学校規模の上限」についても提言に加えました。

今後、この「最終報告（答申）」は、市教育委員会によって実行の段階に移っていきます。その過程において、地域の皆さんが長く親しみ、地域の文化センター的役割を果たしてきた「おらほの学校」が統合や学区再編の対象となり、姿を消す場合が想定されます。寂しくもありますが、次のように考えることで別の世界が開けるのではないかと思います。

それは、今ある学校が別の学校と一緒にすることは「新しく命をつなぐこと」であり、未来に向かって「発展的に進化すること」であるという発想の転換であります。中間報告の巻末資料に、栗原市の「小中学校の沿革・系譜」を掲載していますが、明治、大正、昭和、平成をとおして「消えた学校」は一つもなく「全ての学校が現在の学校に」つながっています。いわば学校が「変化に対応して進化」してきたのであり、こう考えると学校の命は人間社会がある限り永遠であります。

最後になりますが、常に地域教育に対する深い愛情を込めて審議をした検討委員会委員各位、パブリックコメント等において建設的な提言をされた市民の方々、膨大な検討資料を作成するなど労を惜しまなかった市教委事務局の方々等に敬意と感謝を表し、同時に、検討委員会の「中間報告」や「最終報告（答申）」に盛り込んだ提言が、次世代を担う子どもたちの健やかな成長の一步となることを期待して、検討委員会会長としての挨拶に代えさせていただきます。

栗原市学校教育環境検討委員会
会 長 高 橋 直 見

参 考 資 料

- ・ 栗原市立幼稚園・小学校・中学校の教育環境の検討について(諮問) 1
- ・ 栗原市学校教育環境検討委員会設置要綱 2
- ・ 栗原市学校教育環境検討委員会委員等名簿 4
- ・ 栗原市学校教育環境検討委員会の審議の経過 5

栗原市学校教育環境検討委員会 様

栗原市教育委員会
委員長 久 我 竹五郎

栗原市立幼稚園・小学校・中学校の教育環境について(諮問)

1、諮問事項

栗原市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方
及び適正化に向けた具体的方策について
幼稚園の保育年数及び適正規模及び適正配置について

2、諮問理由

旧栗原郡内の児童・生徒数は、昭和 53 年度の小学校 7,521 人、中学校 4,299 人から合併した現在、栗原市の小学校児童数 3,912 人、中学校生徒数は、2,278 人となっております。比較しますと小学校においては、48%の減、中学校においては、47%の減となっている現状であります。

少子化は全国的な傾向であります。栗原市の場合、過疎化に益々拍車がかかっており、教育環境への影響が出てきております。現在の小学校で複式学級が 7 校、児童数が 60 人未満の学校が 10 校で小学校全体の 1/3 となっております。

このような中で学校教育環境をいかに整備するかは、今日の重要な教育行政課題となっております。学校規模が小さいことによる様々な懸念が生じています。園児、児童、生徒のお互いの幅が小さくなり、切磋琢磨の機会が少なくなっていること。授業や部活動での活動が制限されること等々、適切な集団活動が難しくなっているばかりでなく、中学校の場合各教科の教師が揃わず非常勤講師の対応となるなど、教員配置に関する問題も派生しています。

一方、施設の老朽化も進み、その補修費も年々かさみ、全ての校舎を建て直すには、莫大な費用が必要となります。

今回検討を依頼する基本的な考え方といたしましては、第 1 に、いわゆる学級適正数としての望ましい人的環境として考えた場合、小学校においては 12 学級以上、中学校においては、9 学級以上が適切と考えますが、ご検討をお願いいたします。

第 2 に、学校は地域の様々な活動の拠点であり、地域の人々の心の拠り所であります。栗原市は、804.93K²という広大な面積を有し、山間地と平坦地があります。それらの地域特性を考えた「地域の論理」と教育効果を高めようとする「教育の論理」の両立を十分ご検討賜りたいものと思います。

現在の学校数	小学校	29校+分校2校(耕英分校、病院分校)
	中学校	10校+分校1校(病院分校)
	幼稚園	22幼稚園

栗原市学校教育環境検討委員会設置要綱

(設置等)

第1条 栗原市立小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)が最も教育環境の整った「学府栗原」の実現を図るため、栗原市学校教育環境検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校等の適正配置、通学区域、その他学校等が抱える将来的な課題を検討し、「学府栗原」実現のための提言や意見を答申するものとする。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校長及び幼稚園長
- (3) 児童生徒の保護者
- (4) 市及び関係機関の職員
- (5) 地域及び関係団体の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 検討委員会の会議に付すべき事項を事前に調査し、効率的運営を図るため、検討委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、学校等の職員及び教育委員会が適当と認める者のうちから任命する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育環境推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行、改正後の栗原市学校教育環境検討委員会設置要綱の規定は平成18年4月1日から適用する。

【 栗原市学校教育環境検討委員会 】 委員等名簿

委員

(50音順)

選出区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	佐藤 典義	元築館中学校長	
	鈴木 すみ	元金成町教育委員	
	高橋 直見	宮城教育大学 監事	会長
	濱田 利昭	元瀬峰町教育長	副会長
学校関係者	秋山 和徳	元築館小学校長	
	鈴木 靖子	元ふたば幼稚園長	
	早坂 哲郎	よしの幼稚園長	
	衡田 幸一	若柳小学校長	
	藤原 諭	築館中学校長	
保護者代表	赤間 裕子	元高清水幼稚園 PTA 副会長	
	狩野 桂子	元栗原市 PTA 連合会 副会長	
	蓮沼 浩一	元栗原市 PTA 連合会 副会長	
	吉川 清志	元萩野第二小学校 PTA 会長	
市・関係機関	青柳 喜浩	東北職業能力開発大学校 教授	副会長
地域・ 関係団体代表	市川 悦子	市体育指導委員	
	狩野 博	花山観光案内人の会	
	狩野 洋逸	長崎地区コミュニティ推進協議会 会長	
	菅原 敏元	文字郵便局長	
	千葉 優子	花山荒谷行政区長	
	沼倉 真由美	若柳放課後児童クラブ指導員	

幹事

職名	氏名	備考
教育部長	佐々木 久	
教育部次長	大橋 清一	平成 19 年 3 月まで
教育部次長	渡辺 正幸	
教育部次長	濁沼 栄一	平成 19 年 4 月から
学校教育課長	佐々木 孝行	平成 19 年 3 月まで
学校教育課長	末長 真一	平成 19 年 4 月から

事務局

職名	氏名	職名	氏名
教育環境推進室長	油井 広志	主査	菅原 貴子
主幹兼教育環境推進係長	加藤 義弘	主事	曾根 敏彦

栗原市学校教育環境検討委員会の審議の経過

日 程	内 容
第 1 回 平成 18 年 3 月 14 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 会長・副会長の選出 ・ 会議の公開の取り扱いについて ・ 検討依頼事項について説明 ・ 今後の日程について
第 2 回 平成 18 年 5 月 31 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講話「少子化時代における教育の質の維持と向上」 ・ 他市町村の取り組みについて ・ 市内小・中学校，幼稚園の現状と課題
第 3 回 平成 18 年 7 月 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小・中学校，幼稚園の現状と課題 ・ 市内小・中学校，幼稚園の教育の質の維持向上について ・ 保護者・学校関係者からのヒアリングの実施について
第 4 回 平成 18 年 8 月 9 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小・中学校の教育の質の維持向上について ・ 保護者・学校関係者からのヒアリングの実施について ・ 今後のスケジュールについて
第 5 回 平成 18 年 9 月 6 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者のヒアリング ・ 保護者のヒアリングについて
第 6 回 平成 18 年 10 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者のヒアリング ・ 次回検討項目について
第 7 回 平成 18 年 11 月 15 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングのまとめ ・ 中間報告(案)の骨格について
第 8 回 平成 18 年 11 月 30 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告(案)について
第 9 回 平成 18 年 12 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の保育年数及び適正規模，適正配置について ・ 中間報告(案)について
第 10 回 平成 19 年 1 月 18 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告(案)の取りまとめ
平成 19 年 2 月 1 日 (木) ~ 平成 19 年 2 月 28 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告に向けてのパブリックコメントの実施 ・ 市民説明会(10地区毎の開催)の実施
第 11 回 平成 19 年 3 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告(案)に寄せられた意見の検討 ・ 次回検討項目について
第 12 回 平成 19 年 4 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告の確認 ・ 答申までの進め方(次回検討項目)について ・ 副会長の互選について

日 程	内 容
第 1 3 回 平成 19 年 5 月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策について ・ 次回検討項目について
第 1 4 回 平成 19 年 6 月 8 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策について ・ 次回検討項目について
第 1 5 回 平成 19 年 7 月 5 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策について ・ 幼稚園の配置について ・ 最終報告の骨格案について
第 1 6 回 平成 19 年 7 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の配置について ・ 特色ある学校づくりについて ・ 最終答申について
第 1 7 回 平成 19 年 8 月 13 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終答申について
第 1 8 回 平成 19 年 9 月 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終答申について